

株 主 各 位

北九州市門司区中町1番14号
岡野バルブ製造株式会社
代表取締役社長 岡野正紀

第116回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第116回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、平成28年2月25日（木曜日）午後5時までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年2月26日（金曜日）午前10時から
 2. 場 所 北九州市門司区中町1番14号 当本社 3階会議室
 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第116期（平成26年12月1日から平成27年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第116期（平成26年12月1日から平成27年11月30日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
 - 第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金支給の件

以 上

- ~~~~~
- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ※ 本招集通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.okano-valve.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査役および監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ※ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.okano-valve.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年12月1日から平成27年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済・金融政策を背景に企業収益や雇用環境に改善がみられるなど景気は緩やかな回復基調となりましたが、一方で中国をはじめとする新興国経済における景気の下振れリスクが増大するなど、企業を取り巻く環境は不透明感を払拭できない状況で推移いたしました。

発電プラント用バルブの製造販売およびメンテナンスを主要事業とする当社グループにおきましては、平成27年8月に川内原子力発電所がようやく運転を再開したものの、他の原子力発電所は依然として未稼働状態であり、そのため当社事業の収益形成の柱となる定期検査工事が開始されるまでには未だ時間を要することから、引き続き厳しい環境下での事業活動を強いられております。

このような環境の中、メンテナンス事業の業績低迷を補填し黒字経営を維持すべく、バルブ事業拡大に向けた諸施策に注力した結果、当連結会計年度の売上高は7,624百万円（前連結会計年度比2.5%増）、営業利益は373百万円（前連結会計年度比133.3%増）を計上することができました。また、東日本大震災に伴う受取補償金138百万円および平成26年度先進超々臨界圧火力発電実用化要素技術開発費補助金 36百万円が営業外収益に計上されたこともありまして、経常利益は615百万円（前連結会計年度比74.9%増）、当期純利益は342百万円（前連結会計年度比73.4%増）となりました。

事業別の状況は以下のとおりです。

[バルブ事業]

バルブ事業におきましては、国内では柏崎刈羽原子力発電所6号機、7号機および志賀原子力発電所2号機向け震災対策弁の販売がメインとなった他、新大分3号系列4軸や鈴川エネルギーをはじめとした新設火力発電所向けの売上が集中しました。また、海外においても台湾、中国、インドなどにおいてまとまった売上を確保することができた結果、バルブ事業における売上高は5,229百万円（前連結会計年度比6.4%増）となりました。また、利益率の高い取替部品の販売が増加したことや原子力発電所向け大型案件において当初の予想を上回る利益計上となったことなどから、セグメント利益は633百万円（前連結会計年度比240.7%増）となりました。なお、このうち海外向けの売上高は1,311百万円（前連結会計年度比30.0%減）となり、バルブ事業売上高の25.1%となっております。

〔メンテナンス事業〕

メンテナンス事業におきましては、期末にかけて柏崎刈羽原子力発電所5号機や浜岡原子力発電所3号機向けの大型案件が売上計上されたものの、その他は期を通して小規模な工事に終始しました。また、国内電力政策の流動性から客先において納期調整が生じたため、期中に予定していた大型案件が次期に繰延べになるなど、売上高は低調であった前期を下回りました。これらの結果、メンテナンス事業における売上高は2,395百万円（前連結会計年度比5.0%減）にとどまり、また、絶対的工事量不足から生じた未稼働人件費が利益を圧迫したため、セグメント利益は312百万円（前連結会計年度比35.7%減）となりました。

〔事業別の受注高・売上高〕

区 分	前連結会計年度（第115期）				当連結会計年度（第116期）			
	受注高	構成比	売上高	構成比	受注高	構成比	売上高	構成比
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
パルプ事業	4,197	60	4,915	66	6,176	73	5,229	69
メンテナンス事業	2,810	40	2,521	34	2,242	27	2,395	31
合 計	7,007	100	7,437	100	8,419	100	7,624	100

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、総額308百万円の設備投資を実施いたしました。その主なものは次のとおりであります。

- ・砂再生設備の導入

(3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

バルブ事業におきましては、国内原子力発電所の安心・安全な再稼働に向けた製品開発・販売等の他、国内外新設火力発電所向けの需要が引き続き見込まれており、まずはこれらの案件を確実に受注し、売上高の確保に努めていきたいと考えております。また生産体制につきましては、当社ブランドとしての品質確保を前提のもと、グループ企業の他、平成26年に業務提携した平田バルブ工業との協業を深化させ生産委託範疇を拡大し、選択受注をせず可能な限り受注範囲を広げる体制を構築していくことで絶対的生産量の拡大に努めてまいります。同時に、社内製造工程の更なる集約化と生産効率の向上を進め、国内・海外の両市場におけるシェア拡大とバルブ事業の基盤強化を目指してまいります。

メンテナンス事業におきましては、原発事故以降、厳しい需要環境により業績が低迷しておりますが、当社メンテナンス部門では、この状況を打破し収益を拡大すべくサイトセールスの強化および採算性の高い特殊工事の受注強化に重点的に取り組みます。具体的には、まずはバルブメンテナンス従事者の顧客対応スキル向上のための教育・育成を継続的に実施し、これに老舗バルブメーカーとしての技能・ノウハウを組み合わせ、安定的かつ高品質なサイトセールスを実施可能な人材の早期拡充を図ります。そして、全国のサービスネットワークを通じた現地密着型の機動的かつきめの細かいサイトセールス活動の展開により、潜在的な需要の掘り起こしと顧客ニーズに適した特殊工事の提供に注力してまいります。

現在、当社グループを取り巻く国内発電業界におきましては、原子力発電所の再稼働に向けたプラントの安全性向上対策と原発事故以降フル稼働を続けている火力発電所の健全性維持が必要不可欠となっております。当社グループとしましては、発電業界におけるサプライチェーンの重要な一角を担う企業としてこの社会的使命を全うしていくとともに、中長期的な海外需要の増大も見据えながら、全社的に取り組んでいる経営計画を確実に推進させ、より強固かつ筋肉質な事業基盤を構築してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第113期 (平成24年11月期)	第114期 (平成25年11月期)	第115期 (平成26年11月期)	第116期 (平成27年11月期)
受 注 高 (百万円)	6,900	8,795	7,007	8,419
売 上 高 (百万円)	8,347	7,404	7,437	7,624
営 業 利 益 (百万円)	338	134	159	373
経 常 利 益 (百万円)	458	304	351	615
当 期 純 利 益 (百万円)	197	187	197	342
1株当たり当期純利益	11円14銭	10円61銭	11円21銭	19円70銭
総 資 産 (百万円)	10,635	11,140	10,764	11,153
純 資 産 (百万円)	8,672	8,807	8,895	9,091

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 出 資 比 率	主要な事業内容
岡野クラフト株式会社	百万円 10	% 100	当社製品の機械加工・出荷・鋳鋼処理業務、 当社メンテナンス業務等の請負

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社および子会社1社で構成され、主な事業として、国内外における原子力発電所、火力発電所、船舶、石油化学プラント等に使用される高温・高圧バルブおよび各種安全弁等の製造販売を行っているほか、各種バルブのメンテナンスを営んでおります。

(8) 主要な営業所および工場

岡野バルブ製造株式会社	<p>本 社：北九州市門司区中町1番14号 営業所：東京営業所（東京都中央区） 大阪営業所（大阪府吹田市） 九州営業所（北九州市門司区） 海外営業所（北九州市門司区） 新潟営業所（新潟県柏崎市） 東北営業所（福島県いわき市）</p> <p>事業所：テクニカルサービス本部（福岡県行橋市） 柏崎刈羽事業所（新潟県柏崎市） 福島事業所（福島県いわき市） 福島第二事業所（福島県双葉郡） 東北事業所（宮城県石巻市） 北海道事業所（北海道苫小牧市） 大阪事業所（大阪府吹田市）</p> <p>工 場：門司工場（北九州市門司区） 行橋工場（福岡県行橋市）</p>
岡野クラフト株式会社	本 社：福岡県行橋市西泉4丁目4番1号

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
432名（39名）	4名減

- (注) 1. 従業員は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 従業員数欄の（外書）は臨時従業員の当連結会計年度の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
3. 臨時従業員には、再雇用者、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
269名（39名）	1名増	38歳1ヶ月	16年1ヶ月

- (注) 1. 従業員は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 従業員数欄の（外書）は臨時従業員の当事業年度の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
3. 臨時従業員には、再雇用者、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先および借入額

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 59,400千株
- (2) 発行済株式の総数 17,930千株（うち自己株式 569千株）
- (3) 株主数 2,089名（前期末比 316名減）
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
岡 野 商 事 株 式 会 社	3,721,800	21.43
岡 野 正 敏	1,343,800	7.74
三 井 物 産 株 式 会 社	1,202,000	6.92
ゴールドマンサックスインターナショナル	588,859	3.39
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン	508,000	2.92
ビービー ノントリティー クライアソツ 613		
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	490,000	2.82
株 式 会 社 福 岡 銀 行	480,000	2.76
株 式 会 社 北 九 州 銀 行	480,000	2.76
岡 野 バ ル ブ 社 員 持 株 会	461,175	2.65
岡 野 正 紀	400,000	2.30

(注) 当社は、自己株式（569,342株）を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	岡 野 正 敏	岡野商事株式会社 代表取締役社長
代表取締役社長	岡 野 正 紀	岡野商事株式会社 監査役
取 締 役	佐 藤 俊 雄	製造統轄兼生産統括部長
取 締 役	清 末 弘 利	テクニカルサービス部長
取 締 役	岡 野 武 治	管理統轄兼経営企画部長 岡野商事株式会社 取締役
取 締 役	太 田 利 弘	営業部長
常 勤 監 査 役	寺 脇 豊	
監 査 役	早 水 弘 明	公認会計士
監 査 役	辻 正 喜	弁護士（辻 正喜法律事務所）
監 査 役	柳 田 龍 虎	岡野商事株式会社 常務取締役

- (注) 1. 監査役 早水弘明、辻 正喜および柳田龍虎の3氏は、社外監査役であります。
なお、当社は、監査役 辻 正喜氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 監査役 早水弘明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役 柳田龍虎氏は、長年にわたる岡野商事株式会社での経理業務の経験により、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	6名	167,674千円
監 査 役	3名	10,763千円
合 計 (うち社外役員)	9名 (2名)	178,437千円 (2,400千円)

- (注) 1. 上記金額には、役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。
 2. 取締役の支給額については、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 株主総会の決議による役員報酬限度額
 取締役 年額200百万円（平成19年2月27日 定時株主総会決議）
 監査役 年額 30百万円（平成19年2月27日 定時株主総会決議）

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役 辻 正喜氏は、辻 正喜法律事務所の所長を兼務しております。なお、当社と辻 正喜法律事務所との間には特別の関係はありません。

監査役 柳田龍虎氏は、岡野商事株式会社の常務取締役を兼務しております。なお、岡野商事株式会社は、当社の大株主であり受注販売活動の代理店であります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	早 水 弘 明	当事業年度に開催された取締役会12回中10回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会10回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	辻 正 喜	当事業年度に開催された取締役会12回中10回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会10回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	柳 田 龍 虎	当事業年度に開催された取締役会12回中10回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会10回中9回に出席し、過去の経験や実績に基づく専門的見地から議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結しております。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前改選期には適任の候補者を選定するまでには至らず、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

当社は、平成27年5月1日施行の改正会社法により新設された監査等委員会設置会社制度が当社にとって最も相応しい機関設計であると判断し、同年11月25日開催の取締役会で監査等委員会設置会社への移行方針を決議しており、これに伴い平成28年2月26日開催予定の第116回定時株主総会に監査等委員会設置会社に移行するための議案および監査等委員である社外取締役を選任する議案を上程することにしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
23,000千円	23,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務の遂行状況、報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

I. 業務の適正を確保するための体制の整備

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、経営理念に則った行動規範を制定し、取締役はその精神を全従業員に継続的に伝達することにより、法令、定款及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- (2) 会社の業務執行が適正に行われるため、取締役は実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守の体制の確立に努める。
- (3) コンプライアンス体制の整備・強化のため、管理担当取締役を委員長とし、役員及び各部長から構成されるコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守と健全な企業活動の推進を図る。また、法令遵守上疑義のある行為等については、コンプライアンス相談窓口を通じて従業員からも情報を入手できる体制を整備し、事実調査を行うとともに再発防止への対応を図る。また、内部通報者が通報または相談したことを理由に不利益な処遇を受けないことを確保する体制とする。
- (4) 監査役は、内部統制システム及びコンプライアンス体制の有効性と機能を監査し、必要に応じ取締役に対し改善を助言または勧告する。

2. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用するとともに、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正措置を行う。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、社内規程に基づき適切かつ確実に保存・管理し、取締役はそれらの情報を常時閲覧できる体制とする。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 社長直轄の内部監査室は、各部門におけるリスク管理状況等について定期的かつ公正不偏に監査を実施し、問題点の把握、防止及び改善を行い、監査結果及びフォロー状況を社長に報告する。

(2)大規模な災害等、事業活動上の重大な事態が発生した場合には、本社に対策本部を設置し、迅速かつ組織的な対応と的確な情報伝達を行い、損害を最小限に抑える体制を整備する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役の職務の執行については、取締役会規程に定められている決議事項について取締役会に付議することを遵守し、原則として取締役会の1週間前に議題に関する資料が配布される体制とする。

(2)取締役会は、原則として毎月1回開催するほか必要に応じて随時開催し、経営の重要事項の意思決定及び取締役の職務の執行状況の管理、監督を行う。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社と子会社が、相互に密接な連携のもとに経営を円滑に運営し、事業の発展を図るため「関係会社管理規程」を定め、これに基づき子会社の経営状況等を管理する体制とする。

(2)子会社の規程は、原則として当社規程を準用するものとし、子会社独自の規程を定める場合は、当該内容の規定の相当性につき当社が確認し、必要に応じて助言を行う。

(3)子会社の取締役のうち数名及び監査役は当社従業員が兼務することとし、子会社が当社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認するとともに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制とする。

(4)子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、連結グループ経営の適正かつ効率的な運用に資するため、子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、当社へ事前協議等が行われ、当社の事前承認を求める体制とする。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制とする。

(5)監査役及び内部監査室は、定期的または臨時に子会社のコンプライアンス活動やリスク管理を含む当社グループ管理体制を監査し、取締役会等に報告する。

7. 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

(1)監査役を補助すべき使用人を配置する必要が生じた場合または監査役の求めがあった場合には、監査役と協議のうえ、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置く。

- (2)当該使用人は監査役スタッフ業務に関し、監査役の指揮命令下に置く。また、当該使用人の人事については、監査役と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定し、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- 8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- (1)監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、当社及び子会社の取締役及び使用人に対し報告を求められることができる。
- (2)当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社グループの業績に影響を与える重要な事項、職務執行に関する法令ならびに定款違反、当社グループに損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合は、直ちに当社の監査役に報告する。
- (3)内部通報窓口の担当者は、内部通報の受付・対応状況について都度監査役に報告を行う。
- (4)当社は、監査役に報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由とした不利益な処遇を一切行わない。
- 9. その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制**
- (1)監査役は、会計監査人、内部監査室、子会社監査役と情報交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保する。
- (2)監査役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて弁護士・公認会計士等の専門家を活用することができる。
- (3)当社は、監査役が必要と認める監査費用については、その支払時期、償還手続き等を含め、全額これを負担する。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から内部統制システムの整備及び運用状況について継続的にモニタリングを実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、モニタリングの結果判明した問題点等については必要な是正処置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

当事業年度においては、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づいた内部統制評価の他、内部監査計画に基づき当社ならびに子会社の業務監査等を実施しております。

本事業報告中の記載金額および株式数は、単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年11月30日現在)

資 産 の 部	千円	負 債 の 部	千円
流動資産	8,288,859	流動負債	1,052,620
現金及び預金	2,110,439	支払手形及び買掛金	409,362
受取手形及び売掛金	4,470,783	リース債務	33,047
製 品	144,690	未払法人税等	175,571
仕 掛 品	1,264,505	未 払 費 用	205,512
原 材 料	48,358	賞与引当金	26,900
繰延税金資産	207,845	製品保証引当金	35,000
そ の 他	42,237	工事損失引当金	14,659
		そ の 他	152,567
固定資産	2,865,053	固定負債	1,009,706
有形固定資産	2,027,309	リース債務	20,862
建物及び構築物	603,365	役員退職慰労引当金	234,658
機械装置及び運搬具	1,015,121	退職給付に係る負債	754,185
土 地	241,544		
リース資産	49,869	負債合計	2,062,327
建設仮勘定	835	純資産の部	
そ の 他	116,572	株主資本	9,023,558
無形固定資産	28,564	資 本 金	1,286,250
投資その他の資産	809,179	資本剰余金	543,750
投資有価証券	465,263	利益剰余金	7,390,714
繰延税金資産	234,402	自 己 株 式	△197,156
そ の 他	113,114	その他の包括利益累計額	68,027
貸倒引当金	△3,600	その他有価証券評価差額金	65,112
		退職給付に係る調整累計額	2,914
		純資産合計	9,091,585
資産合計	11,153,912	負債・純資産合計	11,153,912

連結損益計算書

(平成26年12月1日から平成27年11月30日まで)

	千円	千円
売上高		7,624,708
売上原価		6,049,641
売上総利益		1,575,067
販売費及び一般管理費		1,201,760
営業利益		373,307
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,297	
受取賃貸料	30,025	
持分法による投資利益	16,056	
補助金収入	36,781	
受取補償金	138,290	
その他	23,520	249,971
営業外費用		
支払利息	922	
減価償却費	3,658	
固定資産除却損	1,505	
その他	1,601	7,687
経常利益		615,591
特別損失		
固定資産除却損	11,666	
投資有価証券評価損	1,638	13,304
税金等調整前当期純利益		602,286
法人税、住民税及び事業税	203,700	
法人税等調整額	56,584	260,284
少数株主損益調整前当期純利益		342,001
当期純利益		342,001

連結株主資本等変動計算書

(平成26年12月1日から平成27年11月30日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1, 286, 250	543, 750	7, 209, 745	△196, 078	8, 843, 667
会計方針の変更による累積的影響額			△126, 306		△126, 306
会計方針の変更を反映した当期首残高	1, 286, 250	543, 750	7, 083, 439	△196, 078	8, 717, 361
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△34, 727		△34, 727
当 期 純 利 益			342, 001		342, 001
自己株式の取得				△1, 078	△1, 078
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計			307, 274	△1, 078	306, 196
当 期 末 残 高	1, 286, 250	543, 750	7, 390, 714	△197, 156	9, 023, 558

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	62, 958	△7, 608	△3, 125	52, 225	8, 895, 892
会計方針の変更による累積的影響額					△126, 306
会計方針の変更を反映した当期首残高	62, 958	△7, 608	△3, 125	52, 225	8, 769, 586
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△34, 727
当 期 純 利 益					342, 001
自己株式の取得					△1, 078
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2, 154	7, 608	6, 039	15, 802	15, 802
当期変動額合計	2, 154	7, 608	6, 039	15, 802	321, 998
当 期 末 残 高	65, 112	—	2, 914	68, 027	9, 091, 585

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年1月8日

岡野バルブ製造株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 工藤 重之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉田 秀敏 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岡野バルブ製造株式会社の平成26年12月1日から平成27年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡野バルブ製造株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成27年11月30日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	千円		千円
流動資産	7,595,707	流動負債	1,016,410
現金及び預金	1,422,274	買掛金	519,929
売掛金	4,501,268	リース債務	33,047
製品	144,690	未払法人税等	117,804
仕掛品	1,257,906	未払費用	177,335
原材料	48,065	製品保証引当金	35,000
繰延税金資産	187,893	工事損失引当金	14,659
その他	33,610	その他	118,634
固定資産	2,738,395	固定負債	1,002,488
有形固定資産	2,009,359	リース債務	20,862
建物	545,046	退職給付引当金	755,825
構築物	41,191	役員退職慰労引当金	225,801
機械及び装置	971,130	負債合計	2,018,899
車両運搬具	26,991	純資産の部	
工具、器具及び備品	116,132	株主資本	8,250,090
土地	258,162	資本金	1,286,250
リース資産	49,869	資本剰余金	543,750
建設仮勘定	835	資本準備金	543,750
無形固定資産	28,494	利益剰余金	6,617,247
投資その他の資産	700,541	利益準備金	157,235
投資有価証券	366,689	その他利益剰余金	6,460,011
関係会社株式	40,000	別途積立金	1,300,000
繰延税金資産	220,683	繰越利益剰余金	5,160,011
その他	76,768	自己株式	△197,156
貸倒引当金	△3,600	評価・換算差額等	65,112
		その他有価証券評価差額金	65,112
		純資産合計	8,315,203
資産合計	10,334,103	負債・純資産合計	10,334,103

損 益 計 算 書

(平成26年12月1日から平成27年11月30日まで)

	千円	千円
売 上 高		7,570,352
売 上 原 価		5,990,250
売 上 総 利 益		1,580,101
販売費及び一般管理費		1,268,319
営 業 利 益		311,782
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	9,718	
受 取 賃 貸 料	41,077	
補 助 金 収 入	36,781	
受 取 補 償 金	12,365	
そ の 他	25,261	125,203
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	922	
減 価 償 却 費	3,658	
固 定 資 産 除 却 損	1,505	
そ の 他	1,595	7,681
経 常 利 益		429,304
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	11,666	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,638	13,304
税 引 前 当 期 純 利 益		416,000
法人税、住民税及び事業税	143,000	
法 人 税 等 調 整 額	52,342	195,342
当 期 純 利 益		220,658

株主資本等変動計算書

(平成26年12月1日から平成27年11月30日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,286,250	543,750	157,235	1,300,000	5,100,386
会計方針の変更による累積的影響額					△126,306
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,286,250	543,750	157,235	1,300,000	4,974,080
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△34,727
当 期 純 利 益					220,658
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計					185,930
当 期 末 残 高	1,286,250	543,750	157,235	1,300,000	5,160,011

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	△196,078	8,191,544	62,958	△7,608	55,350	8,246,894
会計方針の変更による累積的影響額		△126,306				△126,306
会計方針の変更を反映した当期首残高	△196,078	8,065,238	62,958	△7,608	55,350	8,120,588
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△34,727				△34,727
当 期 純 利 益		220,658				220,658
自己株式の取得	△1,078	△1,078				△1,078
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			2,154	7,608	9,762	9,762
当期変動額合計	△1,078	184,852	2,154	7,608	9,762	194,615
当 期 末 残 高	△197,156	8,250,090	65,112	—	65,112	8,315,203

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年1月8日

岡野バルブ製造株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 工藤重之 ⑩

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田秀敏 ⑩

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岡野バルブ製造株式会社の平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年1月12日

岡野バルブ製造株式会社 監査役会

常勤監査役 寺 脇 豊 ㊦

監 査 役 早 水 弘 明 ㊦

監 査 役 辻 正 喜 ㊦

監 査 役 柳 田 龍 虎 ㊦

(注) 監査役 早水弘明、辻 正喜及び柳田龍虎の3氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益配分について、長期的視点に立ち安定的かつ継続的な配当を実施するとともに、今後の事業展開と経営環境の変化に柔軟に対応するため財務状況とのバランスを総合的に判断して決定することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、国内原子力発電所の再稼働状況から未だ安定的収益を形成できるまでの事業環境にないことや経営体質強化のための内部留保等を総合的に勘案いたしました結果、下記のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式	1株につき金2円
配当総額	34,721,316円

2. 剰余金の配当が効力を生じる日 平成28年2月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能をより一層強化することでコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図り、経営の健全性と透明性を高めることを目的として、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、「改正会社法」という。)により新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約に関する規定の一部について変更を行うものであります。なお、当該変更につきましては各監査役の同意を得ております。

- (3) 現行定款において規定している監査役の責任免除に関する規定につきましては、監査等委員会設置会社への移行後もその効力を維持することができるよう附則に経過的な措置を新設するものであります。
- (4) その他、条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更につきましては本總會終結の時をもって効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、株主總會および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 1 7 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 1 8 条 (員数) 当社の取締役は、1 5 名以内とする。 (新 設)</p> <p>第 1 9 条 (選任方法) 取締役は、株主總會において選任する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、株主總會および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (削除) (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 1 7 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 <u>ならびに監査等委員会</u></p> <p>第 1 8 条 (員数) 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、1 5 名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>第 1 9 条 (選任方法) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主總會において選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>第20条 (任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>第22条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>第20条 (任期) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>第22条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>第24条 (監査等委員会規程) <u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第25条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第27条 (取締役の責任免除) (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第28条 (員 数) 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (監査等委員会の招集通知) 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>第27条～第28条 (現行どおり)</p> <p>第29条 (重要な業務執行の決定の委任) 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第30条 (取締役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。) との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 29 条 (選任方法)</u> <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 30 条 (任 期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 31 条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 32 条 (報 酬 等)</u> <u>監査役の報酬は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 33 条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 34 条 (監査役会規程)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第35条（監査役の責任免除） <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第36条～第39条（条文省略） （新 設）</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;">第5章 計 算</p> <p>第31条～第34条（現行どおり）</p> <p>附則（監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>第1条 <u>当社は、第116回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第2条 <u>第116回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の充実・強化を図るため1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おかの まさとし 岡野正敏 (昭和17年3月20日生)	昭和43年4月 当社入社 平成5年5月 当社代表取締役社長 平成24年2月 当社代表取締役会長 平成25年2月 当社取締役会長現在に至る (重要な兼職の状況) 岡野商事株式会社 代表取締役社長	1,343,800株
2	おかの まさき 岡野正紀 (昭和23年2月1日生)	平成7年4月 当社入社営業部長兼東京支社長 平成8年2月 当社常務取締役営業部長兼東京支社長 平成16年2月 当社専務取締役営業本部長 平成24年2月 当社代表取締役社長現在に至る (重要な兼職の状況) 岡野商事株式会社 監査役	400,000株
3	さとう としお 佐藤俊雄 (昭和25年2月24日生)	昭和48年4月 当社入社 平成19年2月 当社取締役技術・開発統轄部長 平成24年2月 当社取締役製造統轄兼技術部長 平成26年4月 当社取締役製造統轄兼生産統括部長現在に至る	13,000株
4	きよすえ ひろとし 清末弘利 (昭和28年2月22日生)	昭和46年4月 当社入社 平成21年1月 当社テクニカルサービス部長 平成23年2月 当社取締役テクニカルサービス統轄部長 平成24年2月 当社取締役テクニカルサービス部長現在に至る	6,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
5	おかの たけはる 岡野 武治 (昭和56年7月1日生)	平成18年4月 当社入社 平成23年1月 当社営業部営業本部長付部長兼経営企画室統括責任者 平成24年2月 当社取締役総務部長兼経営企画室長 平成27年1月 当社取締役管理統轄兼経営企画部長現在に至る (重要な兼職の状況) 岡野商事株式会社 取締役	7,000株
6	おおた としひろ 太田 利弘 (昭和35年1月1日生)	昭和58年4月 当社入社 平成21年1月 当社営業部長兼東北営業所長 平成22年1月 当社営業部長 平成24年2月 当社取締役営業部長現在に至る	8,000株
※ 7	きむら こういち 木村 浩一 (昭和36年7月7日生)	平成8年12月 当社入社 平成17年1月 当社総務グループ総務財務課長 平成21年1月 当社総務部次長兼総務財務課長 平成27年1月 当社総務部長兼資材課長現在に至る	0株

- (注) 1. ※印は新任の候補者であります。
2. 取締役候補者 岡野正敏氏は、岡野商事株式会社の代表取締役社長を兼務し、当社は同社に対し当社製品の販売委託ならびに同社から部品等の購入を行っております。
3. その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出にあたりましては監査役会の同意を得ております。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※1	てら わき ゆたか 寺 脇 豊 (昭和23年6月12日生)	昭和46年4月 当社入社 平成13年1月 当社製造グループ長(次長待遇) 平成24年4月 当社品質保証部品質保証課シニアアドバイザー 平成25年9月 当社監査役現在に至る	3,068株
※2	やなぎだ たつ し 柳 田 龍 虎 (昭和21年2月25日生)	昭和39年5月 岡野商事株式会社入社 平成10年4月 同社総務部長 平成14年5月 同社取締役総務部長 平成16年2月 当社監査役現在に至る 平成22年5月 岡野商事株式会社常務取締役現在に至る	0株
※3	やま もと ふと し 山 元 太 志 (昭和28年5月13日生)	昭和53年11月 監査法人朝日会計社(現 有限責任あずさ監査法人)入社 昭和57年3月 公認会計士登録 平成13年5月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)代表社員 平成27年6月 有限責任あずさ監査法人退社 平成27年7月 山元公認会計士事務所開設現在に至る	0株

- (注) 1. ※印は新任の候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 柳田龍虎および山元太志の両氏は社外取締役候補者であります。
 4. 社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
 (1) 柳田龍虎氏は、岡野商事株式会社の常務取締役を兼務しており、長年にわたる同社での経理業務の経験が豊富であることから、財務および会計に関する専門知識・経験等を当社の監査機能の強化に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。
 (2) 山元太志氏は、直接企業の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する専門知識・経験等を当社の監査機能の強化に活かしていただくため、社外取締役候補者となりました。
 5. 第2号議案「定款一部変更の件」および本議案が原案どおり承認可決され、寺脇豊および山元太志の両氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その場合、当該契約に基づく賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。

6. 当社は、柳田龍虎氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。第2号議案「定款一部変更の件」および本議案が原案どおり承認可決され、同氏が監査等委員である取締役就任した場合、当社は同氏との間で同法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その場合、当該契約に基づく賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。
7. 山元太志氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員の候補者であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
当社の取締役の報酬額は、平成19年2月27日開催の第107回定時株主総会において年額200百万円以内にご承認いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を経済情勢等諸般の事情も考慮して年額200百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は6名であり、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名となります。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を経済情勢等諸般の事情も考慮して年額30百万円以内とさせていただきたいと存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金支給の件

本総会終結の時をもって監査役を退任されます早水弘明、辻正喜の両氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を支給いたしたいと存じます。

また当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い監査役を退任されます寺脇豊氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を支給いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、支給の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴	
てら わき ゆたか 寺 脇 豊	平成25年9月	当社監査役現在に至る
はや みず ひろ あき 早 水 弘 明	平成9年2月	当社監査役現在に至る
つじ まさ き 辻 正 喜	平成13年2月	当社監査役現在に至る

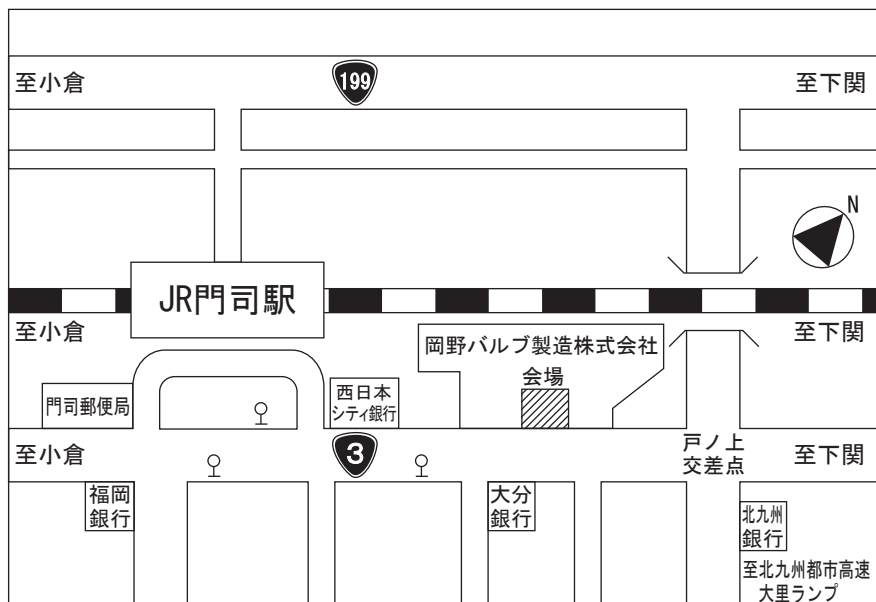
以 上

株主総会会場ご案内図

北九州市門司区中町1番14号

岡野バルブ製造株式会社 本社3階会議室

TEL 093 (372) 9215



交通

- JR門司駅より徒歩約3分
- 門司駅前バス停より徒歩約3分
- 北九州都市高速大里ランプより車で約7分